

南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月18日

南知多町長

石黒和彦

南知多町条例第16号

南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南知多町国民健康保険税条例（昭和36年南知多町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。